

【例】 入札契約制度における企業評価の位置付け

経営事項審査(1年に1回)・・・建設業法第27条の23

公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価。

X: 経営規模(完工高、自己資本等)

Y: 経営状況

Z: 技術力(技術者数等)

W: その他(社会貢献、法令遵守等)

総合評価値
(P点)

発注者ごとの定期的競争参加資格審査(例えば2年に1回)

・・・地方自治法施行令第167の5

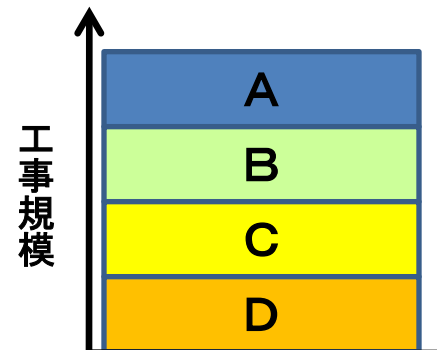
地域の実情を踏まえ、当該地域における実績、地域貢献などを発注者が独自に審査。

工事に内容に関係のある評価項目
(工事成績、技術力、安全対策等)

社会性を評価する評価項目
(社会貢献、不正行為、建設産業政策等)

発注者別
評価点数

市場の区分(発注標準)



市場を規模、工種などによりグルーピング

企業評価(企業の格付)

経営事項審査と発注者別評価点による総合点数に応じて、発注標準によりグルーピングされた市場に適合する企業を分類

総合点数

工事ごとの競争参加資格・・・地方自治法施行令第167条の5の2

当該工事の規模や特性に応じた入札参加条件を設定。企業ランク要件、地域要件(事業所所在地、工事实績等)等